

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：34428

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13336

研究課題名（和文）共有水資源国際法秩序の再構築 陸起因汚染への河川と海洋の統合的管理に向けて

研究課題名（英文）Rebuilding the International Legal Order on Shared Water Resources: Toward Integrated Management of Rivers and Oceans for the Land-Based Pollution

研究代表者

鳥谷部 壤 (Toriyabe, Jo)

摂南大学・法学部・講師

研究者番号：40823802

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：今日、世界人口の増加とそれに伴う水需要の急増は、気候変動の影響と相まって、世界各地で水資源をめぐる国家間の摩擦原因となっている。国際法は、伝統的に国際河川の非航行的利用に関する条約並びに慣習国際法の発達により、国際水資源紛争の解決ルールを精緻化させてきた。ところが、国家間の水資源紛争は、河川のみならず、越境地下水や、淡水と海洋の関連する問題へと拡大している。より広くは大気、環境それ自体、生態系など共有天然資源の保存・管理に関する国家間紛争もみられる。こうした事態に国際法はいかに対応すべきか。本研究は、国際河川法を基礎に、共有天然資源の国際法秩序を構築するための端緒となる研究を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義としては、次の2点を挙げることができる。第1に、伝統的に発展を遂げてきた国際河川法の理論は、国際河川以外の共有資源（地下水、海水、大気など）の利用および管理に関する国際法の構築にいかなる影響を与えうるか（または与える余地がないか）、もし影響を与えたとすれば、それはどのようにしてかについて、本研究が一定の視座を提供しうる点である。第2に、とりわけ国際河川・地下水・海洋にまたがる共有水資源の利用および管理に関する国際法上の問題である「海洋プラスチックごみ」について、その規制を目的として現在進行中の新条約策定作業とその将来の方向性について、本研究が若干の示唆を提供しうる点である。

研究成果の概要（英文）：Today, the growth of the world's population and the rapid increase in demand for water, coupled with the effects of climate change, have become a source of friction between nations over water resources in many parts of the world. International law has traditionally elaborated rules for settling international water resource disputes through the development of treaties on the non-navigational use of international watercourses and customary international law. However, water resource disputes between states have expanded beyond rivers to include transboundary groundwater and related freshwater and marine issues. More broadly, there are also disputes between states over the conservation and management of shared natural resources. How should international law respond to these situations? This study was conducted as a starting point for the establishment of an international legal order for common natural resources, based on international river law.

研究分野：国際法

キーワード：国際河川法 共有水資源 共有天然資源 陸起因海洋汚染 福島第一原発処理水の海洋放出 海洋プラスチックごみ問題

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

21世紀は、「石油の世紀」と呼ばれた20世紀とは対照的に「水の世紀」といわれることがある。21世紀に入り、世界人口の増加、都市化、さらには気候変動の影響に伴う異常気象や自然災害により、世界各地で水不足が深刻となり、水資源を巡る国際紛争の増加が懸念されているからである。国際法は、伝統的に国際河川の非航行的利用について各種条約および慣習国際法を中心に諸規則を発達させてきた。助成者は、博士課程在籍中より水資源の利用と管理の問題に取り組んできた。博士論文において助成者は、淡水資源に関する領域のなかでも最も古くから発展を遂げてきた国際河川に着眼し、その非航行的利用のルールについて、基本原則間の関係を中心に、基礎的考察を行った（鳥谷部壤『国際水路の非航行的利用に関する基本原則』（大阪大学出版会、2019年））。

水危機の時代を迎えた今世紀、もはや国際河川に関する国際法の発達だけでは十分ではない。科学技術の発展に伴い、国境をまたいで存在する水資源（共有水資源）の利用および管理に関するルールの国際化が課題となっている。共有水資源の代表例として、国際河川のほかに、越境地下水や海洋が挙げられる。また、水資源と類似の性質をもつ天然資源として、大気、環境それ自体、生態系、石油、天然ガス、森林、移動性の種などが挙げられる。ここから助成者は、共有天然資源の領域において伝統的に発展を遂げてきた国際河川法の理論がその他の共有天然資源の国際法の発展に一定の示唆を提供し得るか、仮に示唆を提供するとすればそれはどのようなものかという問題意識を持つに至った。

本研究開始当初の助成者のもう1つの問題意識は、以上の共有天然資源のうち、国際河川・地下水・海洋という三領域の共有水資源にまたがる国際問題への国際法の対応の必要性である。そうした国際問題の典型例として、本研究は「海洋プラスチックごみ」問題に着目することとした。海洋ごみ問題は、河川や陸上を汚染源とし、廃プラスチックが海洋へと流入し、結果的に海洋汚染を引き起こす。国際法は、これまで淡水資源と海水資源の利用および管理に関し、別個に法規範を発達させてきた。こうしたことから、共有水資源の利用および管理をめぐる、河川法と海洋法の調整・統合が必要となる。しかしこの課題の解明が遅れている。そこで本研究は、陸起因海洋汚染として最近深刻な問題となっている海洋プラスチックごみ問題に着目し、河川と海洋をつなぐためにいかなる国際法枠組および国際法規範の発達が適切であるかを検討することを当初の目的とした。こうした課題の解明は、国際法の他分野でしばしば問題化している法の分断化・断片化の問題にも一定の示唆を提供しうるとの問題意識に基づいて設定されたものである。

海洋ごみ問題は、海洋分野に関する国際法の規律を受けると同時に、汚染源が陸上にあり、河川を通過して海洋にごみ（汚染物質）が到達するという性質上、陸域での汚染に関する条約も関係してくる。その代表例が、1997年に作成された国際水路の非航行的利用の法に関する条約（国連水路条約）である。この条約は、複数の国家を流れる国際河川の汚染を防止すること等を規定した条約である。海洋ごみ問題を国際法からみるときのポイントとしては、海洋法と河川法の調整・統合の必要性が指摘されなければならない。この課題の解明は、これまで十分になされてきたとはいえない。海洋法と河川法は別個の国際法として発達してきたので、海洋ごみ問題といった両分野にまたがる問題に対して、先行研究は乏しい。海洋法は基本的に海域のみを規律対象としてきた。河川法は基本的に陸域のみを規律対象としてきた。陸と海の両方にまたがる問題への対応は、現在の国際法の下では決して十分であるとはいえない。そこで助成者は、陸域と海域を統合するようなルールや規則、理論の構築を行う必要があると考えるに至った。そのため本研究では、海洋ごみ問題を1つの素材として、河川と海洋を統一的に捉える何らかの規則や原理・原則の抽出・発見を目的とした。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような背景に基づいて開始されたわけではある。しかし、研究開始後、間もなく、本研究の方針に関し若干の変更を行う必要性を痛感した。その要因は次の通りである。つまり、たしかに共有水資源国際法秩序の構築を検討するための素材として、海洋プラスチックごみ問題は最適であることに違いないが、海洋プラスチックごみ問題に関する条約は世界中を見渡しても未だに確認できないこと、および海洋プラスチックごみによる海洋汚染に対処するための新条約の作成作業が国連において開始されたが、それが研究期間中に結実することがきわめて不透明であること、が大きな要因であった。

そこで、助成者は、申請時の研究テーマおよび研究計画を大幅に損なわない限りにおいて、研究の方針を次の2点で修正することとした。すなわち、第1は、研究対象を水資源（河川、地下水、海洋）からより広く天然資源（大気、環境そのもの、生態系）や環境に密接に関連する人権（環境権）に拡大することである。第2は、水資源の問題として取り上げることを予定していた海洋プラスチックごみ問題の解明より先に、同様に陸起因海洋汚染の問題である「福島第一原子力発電所からの処理水の海洋放出」問題を取り上げることにより、河川法と海洋法の関係性を明らかにすることである。

以上の認識に基づいて、本研究は、次の2点の解明を目的とした。第1に、伝統的に発展を遂

げてきた国際河川法の理論は、国際河川以外の共有資源（地下水、海水、大気、環境それ自体、生態系）の利用および管理に関する国際法の発展にいかなる影響を与えうるか（または与える余地がないか）、もし影響を与えるとすれば、それはどのようにかというものである（以下「研究目的①」という）。第2に、陸と海洋にまたがる水の利用および管理に関する国際法上の問題として、「福島第一原発処理水の海洋放出」について、陸に適用される国際法と海洋に適用される国際法の関係性（連続性があるか分断されているか）について検討を行うことである（以下「研究目的②」という）。

以上から、本研究において、研究目的①および②を遂行することを通して、共有資源国際法秩序構築の手がかりを得ることを目的とするに至った。

3. 研究の方法

上記研究目的①を達成するため、本研究がとった手法は、まずは個別の共有資源ごとに国際法の発展状況を明らかにするというものである。すなわち、国際河川、越境地下水、海洋、大気、環境それ自体、生態系など、個別分野においてどのような国際法の発達がみられるかを把握することを最優先の課題とした（以下「研究目的①の第1段階」という）。これにより個別の共有天然資源に関する国際法の発展の特徴が把握できた段階で、次の作業として、共有資源全体に共通する枠組みや概念、原理・原則の抽出や構築を行うことを予定した（以下「研究目的①の第2段階」という）。

研究目的②を達成するため、当初は「海洋プラスチックごみ」問題を取り上げ、統合的アプローチに立ち、国際河川法と海洋法の関係・調整を行うための法原則や規則の検討を行うという方法をとることを予定した。しかし、先述のように、海洋プラスチックごみに対処するための新条約の作成に向けた交渉が開始されたものの、研究期間中に新条約が完成することは困難である確率が高まった。実際、本研究成果報告書執筆時点においても、条約は完成していない。そこで、研究の遂行上、助成者は、研究開始後しばらくして、海洋プラスチックごみ問題の解明を後回しにすることにした。これに代えて、先述の通り、陸と海が密接に関連する問題として原発処理水の海洋放出問題を取り上げることとした。

4. 研究成果

本研究の遂行の結果、上記研究目的①の第1段階については当初の目標を十分に達成できたと考えている。もっとも、研究目的①の第2段階については研究期間中には十分に達成することができなかった。他方、上記研究目的②については、修正された目標については概ね達成できたと考えている。ただし、海洋プラスチックごみの問題について、河川法と海洋法を統合・調整するための国際法理論の構築を研究期間中に達成することは時間的にも難しかった。

研究目的①に関する具体的な研究成果は次の通りである。本研究では、国際河川法の研究を継続しつつ（【成果物】(a) 拙稿「The Prevention and Resolution of International Conflicts over Transboundary Water Resources in the Mekong River Basin」撰南法学 58号、2021年；(b) 拙稿「大エチオピア・ルネサンスダム(GERD)建設に伴うナイル川国際法秩序の変容」撰南法学 60号、2022年）、国内河川にも関心領域を広げるとともに（【成果物】(c) 後藤和子=鳥谷部 壤編『SDGsで読み解く淀川流域』昭和堂、2021年）、国際河川法研究を土台に、越境地下水・帯水層（【成果物】(d) 拙稿「国際法上の『国際水路』の地位及び『地下水』『帯水層』の射程」撰南法学 56号、2019年）、公海での放射能汚染、宇宙損害、石油開発に伴う汚染（【成果物】(e) 繁田泰宏=佐古田彰編集代表『ケースブック国際環境法』東信堂、2020年〔第五福竜丸事件、コスモス954号事件、オゴニランド事件〕）、大気（【成果物】(f) 拙稿「欧州人権条約に基づく気候訴訟」国際公共政策研究 26巻2号、2022年）、環境それ自体や生態系（【成果物】(g) 拙稿「国際司法裁判所 国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決〔2018年2月21日〕」撰南法学 58号、2021年；(h) 拙稿「環境損害に対する国際法上の賠償額算定方法」環境法政策学会誌 24号、2022年）、環境と人権の関係（(i) 拙稿「米州人権条約における『健全な環境に対する権利』の法的根拠」撰南法学 59号、2021年）というように、それぞれの共有天然資源における国際法の発達の到達点（現状と課題）を明らかにした。もっとも、以上の研究成果は、国際河川をはじめとする共有天然資源を個別に検討したものにとどまり、あらゆる共有天然資源に共通する法理や概念・枠組、原理・規則の構築や発見にまでは至っていないという点において、不十分さが残る。各々の共有天然資源にみられる国際法の発達に横串を通す作業は、引き続きの検討課題としたい。

研究目的②の成果物として、(j) 拙稿「原発処理水の海洋放出」国際法学会エキスパートコメント No. 2022-2、2022年；(k) 拙稿「ALPS 処理水の海洋放出と国際法～放射線影響評価(RIA)の位置づけ～」Ocean Newsletter 547号、2023年を公表した。その結果、協力原則や環境影響評価といった手続的義務において国際河川と海洋を統合する原則の手がかりを見出すことができたことが明らかとなった。

それでは、本研究を通して、何が明らかになったのかについて、以下に簡潔に記載しておきたい。まず研究目的①の成果について説明する。第1に、国際河川については、メコン川とナイル川を取り上げ、それぞれ地域的条約を中心にその基本原則の発展と浸透性について検討を行った。とりわけメコン川については、地域的な国際河川法について、その利用と管理の理想的な制度枠組みについて検討を行った（→(a)を参照）。ナイル川については、エチオピアが自国領域内に建設した大エチオピア・ルネサンスダムにより、最下流のエジプトとの間で水量の減少をめぐ

って激しい紛争を生じている状況を踏まえ、国際河川法の基本原則である重大損害防止原則と衡平利用原則が紛争解決にどのように作用するかについて検討を行った（→(b)を参照）。

第2に国内河川について、共有資源の持続可能な利用にあたっては、一国内の利用を最適化する必要がある。つまり共有資源紛争の解決および予防は、国際法のみならず国内の法政策が密接に関連し得る。そのため、本研究では日本の水資源管理の一例として淀川流域の取組を持続可能な開発目標（SDGs）との関連性を意識しながら評価した（→(c)を参照）。

第3に、越境地下水・帯水層について、国連国際法委員会（ILC）が国際河川および越境地下水の分野でそれぞれ個別に起草した条約（草案）について、その基本原則の特徴の違いや、重複適用可能性などについて検討を行った（→(d)を参照）。

第4に、公海での放射能汚染、宇宙損害、石油開発に伴う汚染について、重要な事例の分析を行った（→(e)を参照）。

第5に、大気について、オランダ政府が公表した温室効果ガス削減目標について、オランダの裁判所がより厳しい方向へと修正すべきことを命じた画期的判断であるウルヘンダ財団事件を検討した。気候変動訴訟においてしばしば争点となるのは因果関係の認定であるが、これに関し本判決は、欧州人権条約の解釈にあたり「共通の基盤」という特徴的な基準に依拠してこれを肯定した。本判決は共有天然資源をめぐる紛争の解決を導くうえでも参考になる可能性がある（→(f)を参照）。

第6に、環境それ自体および生態系について、国際司法裁判所（ICJ）は国境地帯ニカラグア事件において賠償額の算定にあたり、環境それ自体を金銭に換算可能であるとし、生態系アプローチに依拠して、金銭評価を行った。ここでICJがとった金銭的評価の方法は、共有資源が損傷を受けた際の賠償額の算定法理の構築に大きな示唆を提供するという意味でその射程は決して過小評価できない（→(g)を参照）。また、本判決は、賠償額算定ルールとして「衡平な考慮」原則に依拠したが、その衡平性の判断を生態系アプローチに則って客観化することを試みている。もっとも、本判決はその判断にあたり、自然中心主義ではなく、あくまで人間中心主義に基づいて賠償額を算定している点には留意しなくてはならない。こうした賠償額算定に伴う裁判官の裁量の余地を縮減する努力は、共有資源に関する賠償法理の構築にも参考となる点が少なくない（→(h)を参照）。

第7に、環境と人権の関係の問題として、環境権に関する米州国際法上の根拠を最近の米州人権裁判所判例を中心に検討を行った。その結果、本研究では、なぜ環境権をそれ自体独立した権利として認めることが重要なのかを指摘した。もし環境権が国際法上の人権として個人に認められれば、共有資源の保存・管理において、非国家主体（個人または集団）の権利保護が考慮要素となる可能性がある（→(i)を参照）。

次いで研究目的②の成果について説明する。福島第一原子力発電所からのALPS処理水の海洋放出について、政府の基本方針決定から、放出後までを、時間軸に沿って日本が遵守すべき国際法（とりわけ海洋法）上の義務について整理した。その結果、環境影響評価（EIA）を行う義務と協力義務の重要性を指摘した（→(j)を参照）。また、EIAを行う義務について、慣習国際法と海洋法（国連海洋法条約）を確認し、そのうえで、福島第一原発のALPS処理水の海洋放出前に行われた放射線影響評価（RIA）の位置づけを検討した（→(k)を参照）。

以上が本研究期間を通じて研究を行った結果得られた成果である。今後の課題としては、研究目的①の第1段階で得られた成果を基に、第2段階の作業（個別の共有天然資源に関する国際法に横串を通す作業）を行う予定である。また、研究目的②については、海洋プラスチックごみ問題に関する新条約の策定作業の経過を注視し、同様に陸起因海洋汚染の性質を持つ原発処理水の海洋放出の検討を通じて得られた知見の類推可能性や応用可能性を模索していくこととした。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 9件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 9件）

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 (547)
2. 論文標題 ALPS処理水の海洋放出と国際法～放射線影響評価(RIA)の位置づけ～	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Ocean Newsletter	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 (60)
2. 論文標題 大エチオピア・ルネサンスダム (GERD) 建設に伴うナイル川国際法秩序の変容 重大損害防止原則と衡平利用原則の相克	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 17-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 26(2)
2. 論文標題 欧州人権条約に基づく気候訴訟 Urgenda財団対オランダ事件からの示唆	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際公共政策研究	6. 最初と最後の頁 107-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 (24)
2. 論文標題 環境損害に対する国際法上の賠償額算定方法 国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決の再評価	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境法政策学会誌	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 (59)
2. 論文標題 米州人権条約における「健全な環境に対する権利」の法的根拠 ラカ・ホンハット協会先住民民族対アルゼンチン事件の検討を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 33-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 (58)
2. 論文標題 国際司法裁判所 国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決 [2018年2月2日]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 39-122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 No. 2022-2
2. 論文標題 原発処理水の海洋放出	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法学会エキスパート・コメント	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 (57)
2. 論文標題 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標6と国際法 「安全な飲料水に対する人権」の形成が国際水路法に及ぼす影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 環	4. 巻 (23)
2. 論文標題 国連国際法委員会越境帯水層条文草案における主権原則と衡平利用原則の関係 シララ水系の地位及び利用に関する事件(チリ対ボリビア)を題材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法政策学会誌	6. 最初と最後の頁 184-196
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 環	4. 巻 (58)
2. 論文標題 The Prevention and Resolution of International Conflicts over Transboundary Water Resources in the Mekong River Basin	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 1-37
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 鳥谷部 環
2. 発表標題 米国における州際地下水紛争の国際法への示唆 ミシシッピ州対テネシー州事件最高裁判決を素材として
3. 学会等名 人間環境問題研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 鳥谷部 環
2. 発表標題 米国における州際地下水紛争の国際法への示唆 ミシシッピ州対テネシー州事件最高裁判決を契機として
3. 学会等名 早稲田大学 比較法研究所
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 鳥谷部 壤
2. 発表標題 国際法上の環境損害とその責任制度
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所環境法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 鳥谷部 壤
2. 発表標題 大エチオピア・ルネサンスダム（GERD）建設に伴うナイル川国際法秩序の変容 重大損害防止原則と衡平利用原則の相克
3. 学会等名 水資源・環境学会2021年度冬季研究大会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 鳥谷部 壤
2. 発表標題 米州人権条約における「健全な環境に対する権利」の法的根拠 ラカ・ホンハット協会先住民族対アルゼンチン事件の検討を中心に
3. 学会等名 第25回環境法政策学会学術大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 西井正弘、鶴田 順	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有信堂高文社	5. 総ページ数 320
3. 書名 国際環境法講義〔第2版〕	

1. 著者名 後藤和子、鳥谷部壤	4. 発行年 2021年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 228
3. 書名 SDGsで読み解く淀川流域	

1. 著者名 西井正弘、鶴田順	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有信堂高文社	5. 総ページ数 288
3. 書名 国際環境法講義	

1. 著者名 繁田泰宏、佐古田彰、岡松暁子、小林友彦、鳥谷部壤、平野実晴	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 288
3. 書名 ケースブック国際環境法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------